

川崎市地域防災計画 震災対策編・風水害対策編（修正素案）に関するパブリックコメントの実施結果と主な変更について

1 概要

川崎市地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき作成する市の防災対策の骨格（基本計画）となるもので、今年度は、安全で衛生的なトイレ環境の確保など「能登半島地震の課題」、気候変動に伴う風水害対応など「近年の防災を取り巻く状況」などを踏まえ、震災対策編・風水害対策編（修正素案）を取りまとめ、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、11通（総意見数36件）の御意見・御質問をいただきましたので、御意見等の内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	川崎市地域防災計画 震災対策編・風水害対策編（修正素案）に関する意見募集について
意見の募集期間	令和7（2025）年12月5日（金）から令和8（2026）年1月15日（木）まで
意見の提出方法	意見提出フォーム、FAX、郵送、持参
意見募集の周知方法	・川崎市ホームページ ・市政だより（令和8年1月号掲載） ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所の市政資料コーナー、支所（仮庁舎）・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、危機管理本部危機管理部計画担当）
結果の公表方法	・川崎市ホームページ ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所の市政資料コーナー、支所（仮庁舎）・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、危機管理本部危機管理部計画担当）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		11通	（36件）
内訳	意見提出フォーム	4通	（27件）
	FAX	0通	（0件）
	郵送	1通	（1件）
	持参	6通	（8件）

4 修正素案に関するパブリックコメントの実施結果

(1) 実施結果

【御意見に対する本市の考え方の区分】

- A 御意見を踏まえ、修正案に反映させるもの
- B 御意見の趣旨が修正素案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 修正素案に対する質問・要望であり、修正素案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【御意見の件数と対応区分】

項目		A	B	C	D	E	計
地域防災計画に 関すること。	(1) 総則について	1	0	0	4	0	5
	(2) 予防計画について	1	7	0	13	0	21
	(3) 初動対策計画について	0	0	0	2	0	2
	(4) 応急対策計画について	0	1	1	5	0	7
その他		0	0	0	1	0	1
計		2	8	1	25	0	36

※ 具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

(2) 主な意見と本市の対応

ア 主な意見

避難所環境の整備に関することをはじめ、民間事業者・関係団体との連携、被害の想定に関する御意見等が寄せられました。

イ 本市の対応

被害の想定における地震の規模に関する意見が寄せられたこと等を踏まえ、修正素案の一部に加筆をするとともに、所要の整備を行い、「川崎市地域防災計画 震災対策編・風水害対策編（修正案）」を取りまとめました。

なお、修正案は、3月23日に開催された川崎市防災会議に諮り、修正について決定しました。

5 具体的な御意見の内容と本市の考え方

[地域防災計画に関すること。]

(1) 総則について（意見数5件）

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	<p>風水害対策編 第1部第1章「計画の方針」に、高齢者、障害者等においても、災害時の避難生活などにおいて課題が顕在化しやすいことから、そのニーズの違いに配慮し、当事者の視点を取り入れた防災体制の確立に努めとあるが、具体的に記載されていないのではないかと。認知症患者や医療を必要とする方などへの避難支援はどのようなになっているか。</p> <p>また、警戒レベル3未満の予防避難が必要だと考える。（他同趣旨1件）</p>	<p>令和6年能登半島地震において、災害時要配慮者等（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦や性的マイノリティの方など）への配慮について課題が生じたため、この度の修正素案で、当事者の視点を取り入れた防災体制の確立に努めることの記載を総則部分である第1部第1章「計画の方針」に、追加したものです。</p> <p>災害時要配慮者等に対する具体的な予防対策や応急対策については、既に風水害対策編の第2部第8章「災害時要配慮者対策」や第4部第4章「医療救護・福祉対応」等で位置付けており、この度の修正素案で、記載の追加を行っております。</p> <p>災害時の行動に支援を要する災害時要援護者については、御家族や支援者と話し合いながらマイタイムラインで御自身の状況を整理するとともに、自主防災組織等の地域支援組織における助け合いにより避難支援を行う災害時要援護者避難支援制度を必要に応じて活用するなどし、対応することとしております。</p> <p>また、警戒レベル3「高齢者等避難」が発令される前の避難については、必要に応じて、住民等が自ら危険性を判断して避難（自主避難）することを促すこととしており、発災時の状況に応じた適切な避難行動につながるよう、引き続き、啓発に努めてまいります。</p>	D

2	<p>震災対策編の被害想定調査の記載内容に震源及び想定マグニチュードの表記がなくてよいか。</p>	<p>震災対策編では、川崎市に最大の被害をもたらす地震として「川崎市直下の地震」を、また、津波被害については、神奈川県が公表した津波浸水予測のうち、本市で最大の浸水域・浸水深となる「慶長型地震」を、それぞれ想定地震とし、被害の概要を記載しているところですが、地震の規模を表すマグニチュードを記載することは必要と考え、御意見を踏まえ、震災対策編 16 ページから 17 ページまでの「1 平成 25 年調査と平成 22 年調査の川崎市直下の地震の被害概要」及び「2 慶長型地震による津波被害（平成 25 年調査）」に、地震の規模を表すマグニチュードの記載を追加しました。</p> <p>なお、震源については、震源断層位置の設定などを含め、想定地震の震源モデルについての内容を示した「川崎市地震被害想定調査報告書」を市ホームページに掲載しておりますので、市民の方々に活用いただけるよう、引き続き、啓発してまいります。</p>	A
---	---	--	---

3	<p>かわさき強靱化計画の目標に、経済活動を機能不全に陥らせないとあるが、インフラの途絶による餓死者、病死者を想定すべきであり、また、企業 BCP・行政 BCP・国策 BCP の整備を進めてほしい。</p>	<p>かわさき強靱化計画では、過去の地震被害想定調査を基に、人的被害として、地震による揺れや火災、津波などによる死者数を減災目標として設定しているところです。来年度に実施予定の本市独自の地震被害想定調査において、令和 7（2025）年に公表された国や県の調査結果も踏まえ、令和 6 年能登半島地震で課題となった災害関連死など、新たな調査項目も設定の上、実施するものとしておりました。新たな被害想定の数値を基に、かわさき強靱化計画の改定のほか、地域防災計画も修正してまいりたいと考えております。</p> <p>また、本市の業務継続計画については、訓練で生じた課題や各部局が実施する災害対応業務の拡充などを踏まえ、令和 6（2024）年度に改定を行うとともに、企業 BCP のさらなる策定促進に向け、BCP 策定に取り組む企業に対しての専門家派遣や理解促進のためのセミナー開催などの支援を、市として行っているところです。</p> <p>なお、国では、業務継続に係る政府の方針や省庁横断的な事項等を定めた政府業務継続計画（首都直下地震対策）が策定されております。</p>	D
---	---	--	---

4	<p>日本赤十字社のボランティアは災害時に有効に機能していないと感じる。</p>	<p>川崎市地域防災計画には、日本赤十字社に限定した災害ボランティアの記載はありませんが、日本赤十字社のボランティアの方々は、総合防災訓練等において、三角巾の使い方や、心肺蘇生法・AED の使用方法などの周知啓発に御協力いただいているとともに、令和6年能登半島地震において、日本赤十字社の救護班に帯同され、応急救護活動への支援や、被災者からのニーズに伴う車両清掃、倉庫整理などの復旧活動に従事されており、こうした活動は、被災者支援に寄与しているものと考えております。</p>	D
---	--	---	---

(2) 予防計画について（意見数 2 1 件）

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	<p>火山災害の降灰対策として火山灰の仮置場をどのように考えるのか。</p>	<p>降灰については、本市のみならず広範囲にわたり経済活動、市民生活等に影響を及ぼす可能性があるため、火山灰の処理にあたっては、施設管理者等、国、県と連携して、火山灰の収集や処分が行えるよう、あらかじめ役割分担などを検討するとともに、施設管理者等が敷地内等で処分場所や仮置場を確保することが困難な場合は、敷地外に仮置場を確保する必要があることから、国、県と連携しつつ、仮置場候補地を事前に選定できるよう調整を進めてまいります。</p> <p>また、この度の川崎市地域防災計画の修正において、除灰作業や応急対策などを現場で行う職員等の健康被害防止に向けた備蓄品の確保や市民啓発について追加したところであり、今後も、国、県、近隣自治体とも連携して降灰対策に取り組んでまいります。</p>	D
2	<p>河川の増水等による浸水対策として、多摩川沿いに大規模な貯水施設や貯留機能があれば、市域への浸水を軽減できるのではないかと。</p>	<p>多摩川を管理している国土交通省では、今後 30 年程度で実施する具体的な整備内容などを定める将来の川づくりの計画である多摩川水系河川整備計画について、気候変動等の影響による水害の頻発化、激甚化を踏まえ、令和 8 年 2 月 26 日に変更が行われたところです。洪水を安全に流下させるための対策としては、限られた費用と時間の制約の中での整備の実現性や、地域社会への影響などを総合的に勘案した結果、河道掘削等を行う旨が記載されております。</p>	D

3	<p>帰宅困難者対策の「むやみに移動を開始しない」という表現は情緒的ではないか、多様性を踏まえた表現とすべき。</p>	<p>国は、一斉帰宅抑制の基本方針として、「災害発生時における大規模な帰宅困難者等の発生への対策に関するガイドライン」において、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を掲げており、官民一体となって、必要な取組を進めているところです。</p> <p>一方、災害時に徒歩で帰宅せざるを得ない方々への支援も重要であると考えており、九都県市の連携した取組として、コンビニエンスストアやファミリーレストラン、ガソリンスタンドなどの店舗と協定を締結し、トイレ、飲料水、道路交通情報など、可能な範囲で徒歩帰宅の支援に協力いただいております。今後も協定先を拡充し、帰宅困難者対策を進めてまいります。</p>	D
4	<p>企業の防災対策として、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、協定締結や防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努めるとあるが、通信設備に関する企業やインフラ企業についても同様だと考える。</p>	<p>通信やインフラ事業者についても、災害時の応急対策等において、重要な役割を担うため、こうした企業や団体と災害時協定の締結や訓練などを実施しており、災害時に、円滑な支援が受けられるよう、引き続き、連携した取組を進めてまいります。</p>	B
5	<p>初めて手に取って資料を拝見し、一市民として是非読まなければと思った。年に一度でも良いので災害を想定した訓練を行ってほしい。</p>	<p>本市では、自主防災組織の活動や専門機関による救出救護、ライフライン復旧、避難所の開設運営・医療等の訓練や、災害に関する啓発ブース展示、様々な体験コーナーを設けた総合防災訓練を開催しております。各種訓練の開催に関する情報は、市ホームページや市政だより等を通じて御案内しておりますが、多くの市民の方々に御参加いただけるよう、引き続き、啓発に努めてまいります。</p>	B

6	<p>総合防災情報システムにより、災害情報の収集・蓄積・共有等を行うとあるが、被災者台帳の情報も含むのか。また、川崎市社会福祉協議会、かわさき市民活動センター等の外部機関のシステムとの連携や総務省の応援職員マッチングシステムとの連携は考えているのか。</p>	<p>総合防災情報システムは、本市の各部局が災害情報を収集、管理・共有、発信するための庁内向けのシステムであり、被災者台帳の情報については、当該システムには含んでおらず、また、外部の機関のシステムとも連携していません。</p> <p>なお、応急対策職員派遣制度（旧称：被災市区町村応援職員確保システム）は、大規模災害発生時に被災市区町村を支援するために、総務省が全国の自治体から避難所運營業務等の支援を行う災害対応職員を迅速に派遣するための手続・体制等を含む運用上の「仕組み」であり、コンピュータやネットワークなどの電子的・デジタル技術を用いた情報システムとは異なりますが、総務省を中心に、日頃から応援体制を構築しているところで</p>	D
---	---	--	---

7	<p>災害時のライフラインの復旧にかかる日数など、自分の身の回りで起こる具体的なイメージを持っている市民は少なく、周知が必要である。</p> <p>また、地域コミュニティの形成が難しい中、自主防災組織の活動が弱くなっている状況があると感じている。</p> <p>地域の防災力を高めるためには防災意識の高い市民が増える事が望ましく、市職員は、防災知識を高め、地域の防災リーダーになってほしい。</p>	<p>大規模な災害が発生した場合には、人的・物的被害のほか、ライフラインの復旧にも一定の時間を要することが想定され、市民の方々にこうした発災時のイメージを自分事として捉えていただき、防災意識の醸成を図ることが必要であると考えております。</p> <p>このため、本市では、「備える。かわさき」等の啓発冊子による周知啓発や、各種防災関連イベント、総合防災訓練等において実際の災害をイメージできる体験を組み合わせた取組を進めるとともに、これまで防災に関わりの少なかった方々に対し、避難所のことを知っていただくことなどを目的に、「避難所を知ろう研修」を実施するなど、市民の方々の防災意識の向上に向けて取組を進めているところです。</p> <p>また、市職員の防災力の向上に向けて、外部機関の講師を招いた研修会や、総合防災訓練、図上訓練などを様々なテーマで実施しているほか、昨年度の地域防災計画の修正においても、専門性を有する職員を育成する旨を新たに追加したところであり、引き続き、職員の意識の醸成や防災力の向上に努めてまいります。</p>	B
---	---	--	---

<p>8</p>	<p>災害時における一般ボランティア活動支援の環境整備を図るため、社会福祉協議会、市民活動センターと連携を図り、教育、研修・訓練等総合的な推進を図るとあるが、川崎市職員への教育、研修、訓練等はいかがか。</p> <p>次に、災害時に対応できるボランティアコーディネーター等の人材育成に努めるとあるが、いかがか。</p> <p>次に、ボランティアネットワークづくりに取り組むとあるが、ベテランを排除する手法については注意が必要である。</p> <p>次に、川崎市社会福祉協議会及びかわさき市民活動センターと災害時における情報連絡体制を構築するため、MCA無線の活用を図るとあるが、2019年の台風19号の際は、川崎市社会福祉協議会の連絡体制に不備があったのではないか。</p> <p>次に、川崎市は、全国ネットワークを有し、各区に連携拠点を持つ川崎市社会福祉協議会を核とした体制整備を行うとあるが、意図が不明瞭である。マニュアル等の整備については、2019年の検証が不十分ではないか。</p>	<p>近年、全国各地で自然災害が激甚化、頻発化している状況を鑑み、市職員の防災に関する知識やスキルの向上を図ることが重要であるため、外部機関の講師を招いた研修会や、総合防災訓練、図上訓練などを様々なテーマで実施しているほか、昨年度の地域防災計画の修正においても、専門性を有する職員を育成する旨を新たに追加したところであり、引き続き、職員の意識の醸成や防災力の向上に努めてまいります。</p> <p>次に、川崎市社会福祉協議会では、災害ボランティアと支援を必要とする地域住民とのコーディネートを行うため、災害ボランティアセンター運営者養成研修及び訓練を実施しているところです。</p> <p>次に、令和6年能登半島地震では、豊富な経験を有するNPO等のボランティア団体が全国から集まり、物資の提供や炊き出し、避難所の運営支援を実施するなど、重要な役割を果たしており、今後も川崎市社会福祉協議会等と連携しながら、こうした団体等とのボランティアネットワークづくりに取り組んでまいります。</p> <p>次に、川崎市社会福祉協議会では、緊急時の連絡体制を整備しているところであり、災害が発生した際に、速やかに災害ボランティアセンターを開設できるよう、引き続き、川崎市社会福祉協議会及びかわさき市民活動センターと連携を図ってまいります。</p> <p>次に、川崎市社会福祉協議会は、川崎市災害ボランティアセンターに関する協定書に基づき、全国、都県指定都市、関東ブロック、神奈川県内等の社会福祉協議会との連絡調整や、災害ボランティアセンター設置に伴う職</p>	<p>D</p>
----------	---	--	----------

		<p>員配置等の体制整備及び運営などを担うこととされており、本市は、引き続き、川崎市社会福祉協議会及びかわさき市民活動センターと連携し、災害ボランティアセンターの適正な運営のための環境の整備に努めてまいります。</p> <p>また、令和元年東日本台風における災害ボランティアセンターの開設、運営を通じて得られた経験や課題等を踏まえ、川崎市災害ボランティアセンターに関する協定書の見直しを行い、本市、川崎市社会福祉協議会及びかわさき市民活動センターの役割分担の整理等を行ったところです。</p>	
9	<p>共助の基本理念として、「地域のことは地域で守る」とあるが、川崎市外からの共助として災害ボランティアもあると認識してほしい。</p>	<p>令和6年能登半島地震では、豊富な経験を有するNPO等のボランティア団体が全国から集まり、物資の提供や炊き出し、避難所の運営支援を実施するなど、重要な役割を果たしたものであり、本市が被災した場合においても、きめ細かな支援が実施され、被災者支援の充実が図られるものと認識しております。</p>	D

10	<p>災害時のボランティアは「一般ボランティア」と、専門的な知識、資格、技能などを要する「専門ボランティア」に区分されるとあるが、技術系ボランティアについても考える必要がある。</p> <p>専門ボランティアの分類が、内閣府などの分類と異なり、共通認識、対話、合意形成が困難になるのではないか。</p>	<p>本市では、災害時のボランティアについて、専門的技能を必要としない、浸水家屋等の土砂の除去や家財運び出し、避難所での炊き出し、物資の配送などを行う「一般ボランティア」と、医療、消防、通訳などそれぞれの専門的な知識、資格、技能などを要する「専門ボランティア」に区分しており、技術系ボランティアについては、専門ボランティアに含むものとしており、専門的な技能等を活かした活動は、被災地の復旧・復興に大きな役割を果たすものと考えております。</p> <p>なお、専門ボランティアについて、国のガイドラインとは、対象とする職種等の例示に一部違いがありますので、被災者のニーズの把握や災害ボランティア関係団体等との連絡調整を丁寧に行うなど、被災者の支援活動に支障が生じないように、対応してまいります。</p>	D
11	<p>被災者と専門ボランティアをつなぐ人材及び組織は不要だと考える。</p>	<p>被災者のニーズの把握や災害ボランティア関係団体等との連絡調整などの役割は、支援活動を効果的に行うため重要であると認識しており、川崎市社会福祉協議会では、災害ボランティアと支援を必要とする地域住民とのコーディネートを円滑に行うため、災害ボランティアセンター運営者養成研修及び訓練を実施しているところです。</p>	D

12	<p>災害救助法の救助実施における神奈川県との連携体制の構築と記載があるが、川崎市は救助実施市のため、その必要性があるのか。</p> <p>「令和元年東日本台風における災害対応検証報告書」のボランティア対応における、三者協定以外の団体との協力の状況はどうか。</p>	<p>本市は、災害救助法の救助実施市の指定により、自らの事務として被災者の救助を行えますが、各種災害については、本市のみならず広範囲にわたる可能性があり、その場合、神奈川県は、本市を含む他の救助実施市が円滑に救助を実施できるよう必要となる物資の配分等について支援を行うこと等が想定され、平時から県、近隣自治体等と連携し、被災者の円滑かつ迅速な救助の実施に向けて取り組んでまいります。</p> <p>また、令和元年東日本台風の課題検証を踏まえ、令和4（2022）年10月に、本市、川崎市社会福祉協議会、かわさき市民活動センターの三者による川崎市災害ボランティアセンターに関する協定書の見直しを行い、災害ボランティアセンターの円滑な運営を図り、被災者の支援を効果的に行うため、三者以外の災害ボランティア関係団体等との平常時から連携協力体制の構築について、追加したところであり、令和7（2025）年に創設された国の被災援護協力団体の登録制度なども活用しながら、取組を進めてまいります。</p>	D
----	---	---	---

13	<p>川崎市は、防災に関する知識などを有する市民を活用して、防災の正しい知識などを普及推進しているが、正しい知識の普及を推進できているのか、防災士の活用についてはどう考えるか。</p>	<p>防災に関する正しい知識等の普及を図るため、「備える。かわさき」等の啓発冊子による周知啓発、市ホームページへの掲載、アニメーション動画の配信、各種防災関連イベントでの周知などを実施するとともに、これまで防災に関わりの少なかった方々に対し、避難所のことを知っていただくことなどを目的に、「避難所を知ろう研修」を実施するなど、市民の方々の防災意識の向上に向けて取組を進めているところです。</p> <p>防災士の皆様は、資格取得の動機や時期、活動の経験、関心をお持ちの分野等も様々であることから、引き続き、各々の資格取得の動機に基づいた自主的な活動を行っていただくことを尊重しつつ、自主防災組織や企業等との連携に留意しながら、地域防災力の向上に努めてまいります。</p>	D
----	--	---	---

14	<p>川崎市でマンホールトイレの取組を進めていることやマンホールトイレ自体の仕組みを知らなかったのが参考になった。過去の災害ではトイレを我慢して体調が悪化する方もいたのでトイレ対策は重要な取組であり、まだまだ知らない方も多いので、防災に関する情報をいろいろな形で周知してほしい。</p>	<p>災害が発生し、日常とは違う混乱した中で携帯トイレなど災害用トイレを使用することが難しくなることも想定されることから、平時から災害時におけるトイレ環境を理解し、携帯トイレの設置や使用に慣れておくことが重要だと考えております。このため、各種防災関連イベント等において、携帯トイレの使用実演や使用済み携帯トイレの廃棄方法の周知、サンプル配布を行うことで、実際に手に取る機会を設け、家庭内備蓄など市民の方々の具体的な行動につなげるよう取り組んでまいります。</p> <p>御意見を踏まえ、震災対策編 67 ページ及び風水害対策編 68 ページの(2)「市民の具体的な行動につなげる自助・共助への働きかけ」に「啓発等の強化」の記載を追加しました。</p>	A
15	<p>過去の災害では、避難所のトイレ環境等の不安により、女性がトイレを我慢したり、水分摂取を控えたりすることで体調を崩していくケースがあった。こうした問題が災害関連死の背景にあると医療者として強く感じている。また、避難所では、現場の従事者やスタッフの負担の大きさや尊厳が守られにくい構造的な課題があると感じている。</p>	<p>災害時のトイレ環境は、被災した市民の方々の避難生活や健康に影響を及ぼす重要な問題であり、いつ発生するか分からない災害に備え、早急に取り組む必要があると考えております。川崎市災害時のトイレ対策方針に基づき、自主防災組織や町内会・自治会・民間事業者など、多様な主体と連携し、着実に災害時のトイレ対策を進めてまいります。</p>	B
16	<p>災害時に水洗トイレが使用できない状況で、下水道を使用するマンホールトイレを活用することは矛盾しないのか。</p> <p>マンホールトイレを避難所以外の町内会で設置することは考えているのか。</p>	<p>本市が今後整備するマンホールトイレは、貯留機能を有しており、給水や排水ができない場合でも一定期間し尿を貯留することでトイレの使用が可能となる構造となっております。</p> <p>災害用トイレの確保に向けて、町内会・自治会などを対象としてマンホールトイレ整備への補助を、令和8年(2026)年度から実施していくこととしております。</p>	D

17	<p>避難所となる体育館の空調設備は、停電時にも機能することが重要である。</p> <p>太陽光発電設備は、温室効果ガス排出削減に寄与するものの、天候に左右され、各施設の安定供給には課題があるのではないかな。</p> <p>以上から、施設の整備の記載に、停電対応型空調設備を加え、太陽光発電設備を削除すべきではないかな。</p>	<p>指定緊急避難場所又は指定避難所となる市立学校の体育館の空調設備については、今年度中に策定する「市立学校体育館等空調設備整備方針」において停電時にも稼働できる機器を整備することを位置付けてまいります。</p> <p>また、市立学校の太陽光発電設備については、蓄電池を使用し、昼夜問わず最低限の電力を維持できることから、災害時に長期停電となった場合の電源確保対策として、効果があるものと考えております。</p>	D
18	<p>浄水場の太陽光発電設備は、温室効果ガス排出削減に寄与するものの、天候に左右され、各施設の安定供給には課題があることから、浄水場の太陽光発電設備の記載について、削除が妥当ではないかな。</p>	<p>長沢浄水場については、災害時においても安定して運転が継続できる体制を確保することが重要であるため、太陽光発電設備についても蓄電池を使用し、昼夜問わず電力を維持することができる体制をとっているところです。</p>	D
19	<p>国のプッシュ型支援を想定した場合、川崎市の人口からすると大量の支援物資が輸送されるため、東日本大震災の時の岩手県のように大規模な物資拠点をおらかじめ定めておく必要があるのではないかな。</p>	<p>本市では、「災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル」において、全市的な被害をもたらす災害が発生した場合には、市域を南部・中部・北部の3エリアに区分し、プッシュ型支援に対応する地域内輸送拠点を設置することを基本とし、アクセス性や構造など機能性の高い物流施設や輸送力を有する民間事業者と、物資輸送に加え、事業者が有する施設や資機材の提供、荷役作業等への協力をを行う協定を締結しており、市域外を含めた物資拠点を活用し、大量の物資の受入れや避難所への輸送が可能な体制を整備しております。</p>	B
20	<p>過去の災害では、市役所等を物資の集積場所とする例が見られたが、被災者が多く訪れる場所に多数のトラックが乗り入れることになり、安全管理上などの面で望ましくないおので、一定の距離があっても物流機能が整った場所に物資拠点を設けるべきである。</p>	<p>今後については、引き続き、機能性の高い施設等を有する民間事業者との協定締結を推進するとともに、訓練を継続するなど、支援物資受援体制の実効性の確保に取り組んでまいります。</p>	B

21	<p>災害時に協定に基づく円滑な支援を行うため、日頃から行政と協定締結先の間で関係性を構築し、災害時の要請方法や支援内容、活動場所の車両動線などの情報を双方で共有、確認することが必要である。</p>	<p>災害時に協定に基づく支援を円滑に受けられるようにするためには、発災時の連絡・要請手順を平時から整理しておくとともに、活動場所や車両の進入経路等の運用に関わる情報を、関係者間で共有しておくことが重要であるため、事業者との打合せや訓練等において、これらの事項を確認、共有するなどしており、今後も実効性の確保に向けた取組を行ってまいります。</p>	B
----	---	--	---

(3) 初動対策計画について（意見数 2 件）

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	<p>各部・区本部間の相互応援の箇所に、応援職員の活動を規定しているが、応援を行う川崎市社会福祉協議会職員の定義がされていない。</p>	<p>風水害対策編の第3部第3章第3節「各部・区本部間の相互応援」は、本市が災害対策本部を設置した際の本市職員の各所属間の応援に関して定めたもので、川崎市社会福祉協議会職員を対象にしたものではありませんが、本市は、川崎市災害ボランティアセンターに関する協定書に基づき、川崎市社会福祉協議会及びかわさき市民活動センターに対し、災害ボランティアセンターの運営等の要請を行うこととしており、災害が発生した際に、速やかに災害ボランティアセンターを開設できるよう、引き続き、川崎市社会福祉協議会及びかわさき市民活動センターと連携を図ってまいります。</p>	D
2	<p>水害は予測可能なので、水害時のごみ置き場の調整要員を確保すべきである。また、災害廃棄物処理計画における事前指定の仮保管場所だけでなく、さらに近くにある街区置場の設定が必要だと考える。</p>	<p>台風の接近等、事前に災害の発生が想定される場合には、職員の参集予定の確認や適切な人員配置の確保に努めるとともに、災害時に必要となる対応について、あらかじめ確認を行っているところです。</p> <p>また、発災時には、災害対策本部環境部において、災害廃棄物の仮保管場所に関する調整を行い、必要に応じて一次仮保管場所の選定を行う予定としております。</p> <p>仮保管場所の選定にあたっては、街区公園等を活用し、被災状況に応じて市民の方々にとって身近で利用しやすい場所を設定するなど、円滑な災害廃棄物処理が実施できるよう対応してまいります。</p>	D

(4) 応急対策について（意見数7件）

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	<p>災害の発生により、食料又は自炊手段を失った被災者等に対し、速やかに食料の応急供給を行うことは難しいのではないか。</p>	<p>本市では、各家庭において最低3日間、推奨1週間分以上の食料、飲料水等を備蓄するよう啓発に努めているところですが、住家に被害を受けたことにより、自炊ができない方なども想定されますので、災害発生から約3日間は、市が備蓄している食料を供給するとともに、協定を締結している事業者の流通在庫備蓄や他都市等からの救援物資を補完物資として供給することとしています。また、発災4日目以降は、国のプッシュ型支援による物資を被災者の元に円滑に輸送するため、民間事業者と物資の輸送や物資拠点の運営に関する協定を締結するとともに、訓練などにより実効性の確保に努めているところです。</p>	D
2	<p>大規模災害時には、民間事業者が管理する電力設備の倒壊や、市が管理するインフラ設備の復旧などが同じ場所で行われることも想定され、特に、道路啓開活動などにおいては、行政、民間事業者が連携した復旧活動が必要になると考える。</p>	<p>大規模災害の発生時には、各道路管理者をはじめ、関係機関が連携し、迅速に道路啓開活動を行う必要があると考えており、本市では、県内の各道路管理者、ライフライン、通信事業者等で構成する神奈川県緊急輸送道路ネットワーク協議会に参画し、道路管理者相互や関係機関との連携により、災害時に緊急輸送道路のネットワーク機能を迅速・着実に確保することとしており、引き続き、訓練などを通じて関係機関との連携体制の構築に努めてまいります。</p>	B

3	<p>降灰に対応した海面埋め立て場は現在は保有していないのか。</p> <p>また、大規模地震を想定した海面埋め立て場の事前計画を策定すべきではないか。</p>	<p>本市は、浮島1期埋立処分場や浮島2期処分場などの海面埋立処分場を保有しております。降灰の受入れに関する明確な規定は設けておりませんが、災害時には状況を踏まえ、関係機関と連携しながら受入れの可否について検討いたします。</p> <p>また、大規模地震に対応した海面埋め立て場については、現状計画はありませんが、御意見として参考とさせていただきます。</p>	C
4	<p>災害時の片付けごみの仮保管場所は公開しないのか。</p>	<p>災害時における片付けごみの仮保管場所については、被災状況や地域ごとの被害の程度、道路状況等を踏まえて、その都度選定する必要がありますので、発災後に、必要に応じて仮保管場所を設置するとともに、広報等により、市民周知を行ってまいります。</p>	D
5	<p>仮保管場所を、環境省が使用する仮置場という言葉にしない理由は何か。</p> <p>また、災害廃棄物の収集が自己搬入を原則としている理由が不明である。</p>	<p>本市では、従前から「仮保管場所」という用語を使用しており、当該名称で地域に広く周知されているため、「仮保管場所」を使用しております。</p> <p>仮保管場所への搬入については、市民やボランティアの方々が片付けごみを持ち込んでいただくことを想定しておりますが、令和元年東日本台風の際には市等が収集した片付けごみを一時的に仮置いた事例もありますので、被害状況等を踏まえて対応を検討してまいります。</p>	D

6	<p>原則として災害廃棄物を収集しないのは、なぜか。</p>	<p>災害廃棄物のうち、被災家屋の解体や撤去に伴って発生する災害廃棄物については、通常、民間事業者が解体から廃棄物の撤去までを一連の作業として実施するため、原則として市が収集を行わないこととしております。災害廃棄物には廃家電などの片付けごみもあり、市民の方々に直接持ち込んでいただく一次仮保管場所の設置による対応もありますが、被災状況等を踏まえながら早期の処理に向け、本市による収集も含めて対応してまいります。</p>	D
7	<p>災害時廃棄物に協力するボランティア団体とはどのような団体なのか。</p> <p>また、地震の場合、ごみ出しは急がないため、片付けごみの室内保管を推奨し、生活ごみ、便袋式携帯便所、子供、老人のおむつは衛生上の課題であることから回収をお願いしたい。</p>	<p>ボランティア団体については、一般的なボランティア団体を指し、特定の団体を指すものではありません。</p> <p>なお、川崎市災害廃棄物等処理実施計画において、災害時の各家庭の生活上の廃棄物については、発災後3日目以降を目途に回収を開始する計画となっております。</p>	D

その他（意見数 1 件）

1	<p>避難所用に購入するための段ボールベッド、衝立、枕、敷きマットなどの予算を要望する。</p>	<p>避難所における環境整備に資する物資については、プライバシーの確保や女性が使用する場所への配慮に使用するほか、避難所での感染症対策用に活用するものとして、テントの備蓄を行っているとともに、避難所での健康被害を低減するため、要配慮者用として、今年度、各避難所に段ボールベッドなどの備蓄を進めているところです。今後も引き続き、避難所の生活環境の改善に資する必要な物資の確保に取り組んでまいります。</p>	D
---	--	--	---

6 修正素案からの変更点

※ 下線は変更箇所

(1) パブリックコメントによる市民意見を踏まえた変更

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
被害の概要へのマグニチュードの表記に関する御意見を受け、記載を加筆	<p>(震災対策編P16～P17 被害の概要)</p> <p>1 平成25年調査<u>(マグニチュード7.3)</u>と平成22年調査<u>(マグニチュード7.3)</u>の川崎市直下の地震の被害概要</p> <p>2 慶長型地震による津波被害(平成25年調査<u>(マグニチュード8.5)</u>)</p>	<p>(震災対策編P16～P17 被害の概要)</p> <p>1 平成25年調査<u>(新設)</u>と平成22年調査<u>(新設)</u>の川崎市直下の地震の被害概要</p> <p>2 慶長型地震による津波被害(平成25年調査<u>(新設)</u>)</p>
災害時のトイレ対策の啓発に関する御意見を受け、記載を加筆	<p>(震災対策編P67 災害時のトイレ対策)</p> <p>(風水害対策編P68 災害時のトイレ対策)</p> <p>2 基本的な考え方</p> <p>(2) 市民の具体的な行動につなげる自助・共助への働きかけ</p> <p>市民一人ひとりが災害に対する関心と理解を深め、災害への備えの強化につながるよう、<u>啓発等の強化や多様な主体と連携した取組</u>を実施する。</p>	<p>(震災対策編P67 災害時のトイレ対策)</p> <p>(風水害対策編P68 災害時のトイレ対策)</p> <p>2 基本的な考え方</p> <p>(2) 市民の具体的な行動につなげる自助・共助への働きかけ</p> <p>市民一人ひとりが災害に対する関心と理解を深め、災害への備えの強化につながるよう、<u>(新設)多様な主体と連携した取組</u>を実施する。</p>

(2) 関係団体からの意見を踏まえた変更

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
<p>各区の自主防災組織の会議における御意見を受け、自主防災組織以外の団体への防災意識の高揚に関する記載を加筆</p>	<p>(震災対策編 P77 自主防災組織等の育成・強化) (風水害対策編 P32 自主防災組織等の育成・強化) 4 自主防災組織以外の団体への活動支援 市内で活動する自主防災組織以外の団体が、自助・共助の基本理念に基づき、地域防災力の向上に資することを目的として行う防災活動を支援するため、<u>防災知識の普及啓発を行い、防災意識の高揚を図るとともに、市の施策や公益社団法人等で行われる補助制度などの活用について周知していく。</u></p>	<p>(震災対策編 P77 自主防災組織等の育成・強化) (風水害対策編 P32 自主防災組織等の育成・強化) 4 自主防災組織以外の団体への活動支援 市内で活動する自主防災組織以外の団体が、自助・共助の基本理念に基づき、地域防災力の向上に資することを目的として行う防災活動を支援するため、<u>(新設)市の施策や公益社団法人等で行われる補助制度などの活用について周知していく。</u></p>
<p>各区の自主防災組織の会議における御意見を受け、地域で開催される訓練への企業の参加に関する記載を加筆</p>	<p>(震災対策編 P79 企業防災の促進) (風水害対策編 P33 企業防災の促進) 2 地域住民等との連携 企業は、地域社会の一員として、地域住民、市、他の事業所自衛消防組織等と協力し、災害発生時に、次の事項について相互連携した災害応急活動が円滑に実施できるよう、「川崎市防災協力事業所登録制度」等を活用し、<u>日頃から訓練の実施や、事業活動に支障のない範囲で地域の訓練に参加するなど協調体制づくりを進める。</u></p>	<p>(震災対策編 P79 企業防災の促進) (風水害対策編 P33 企業防災の促進) 2 地域住民等との連携 企業は、地域社会の一員として、地域住民、市、他の事業所自衛消防組織等と協力し、災害発生時に、次の事項について相互連携した災害応急活動が円滑に実施できるよう、「川崎市防災協力事業所登録制度」等を活用し、<u>日頃から訓練を実施するなど協調体制づくりを進める。</u></p>

その他、用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。